

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第70回）議事録

1 日時 令和6年2月6日（火）15：00～15：46

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、浅川 秀之、荒牧 知子、石井 夏生利、  
大橋 弘、高橋 利枝（以上6名）

（2）専門委員（敬称略）

三友 仁志（以上1名）

（3）総務省

竹内 芳明（総務審議官）

<総合通信基盤局>

今川 拓郎（総合通信基盤局長）、

渋谷 闘志彦（総合通信基盤局総務課長）

・電気通信事業部

木村 公彦（電気通信事業部長）、飯村 博之（事業政策課長）、

柳迫 泰宏（事業政策課調査官）、石谷 寧希（事業政策課企画官）、

渡部 祐太（事業政策課市場評価企画官）、

堀内 隆広（基盤整備促進課長）、大堀 芳文（基盤整備促進課企画官）

（4）事務局

片山 寅真（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）議決案件

①「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における  
交付金・負担金の算定等の在り方」について

【令和5年7月7日付け諮問第1236号】

②「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について

【令和5年8月28日付け諮問第28号】

## 開 会

○森川部会長 皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから、情報通信審議会の第70回電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日もウェブ会議で会議を開催しておりまして、マイク及びカメラをオンにし、お名前を頂いた後に御発言をお願いいたします。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思いますが、本日の議題は議決案件の2件でございます。

### (1) 議決案件

①「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」について

【令和5年7月7日付け諮問第1236号】

○森川部会長 初めに、諮問第1236号「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」について審議いたします。それでは、ユニバーサルサービス政策委員会の三友主査から御説明をお願いできますか。

○三友専門委員 承知いたしました。ユニバーサルサービス政策委員会主査の三友でございます。よろしく願いいたします。

諮問第1236号「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」について、ユニバーサルサービス政策委員会における検討の結果を御報告申し上げます。

まず、本件に係るこれまでの経緯について御説明したいと思います。本件は、昨年7月7日に開催されました第66回電気通信事業政策部会の御審議の中で、ユニバーサルサービス政策委員会において調査・検討を進めることとされたものでございます。同年8月1日には第35回ユニバーサルサービス政策委員会を開催し、同委員会の下に、神奈川大学の関口教授を主査とする「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサー

ビス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ」を開催して、昨年9月から先月まで集中的な検討を行ってまいりました。本ワーキンググループにおきまして、事業者等のヒアリングや論点整理に係る議論等を積み重ねまして、取りまとめられた検討結果を踏まえ、今般、お手元の資料70-1-1のとおり、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」について、ユニバーサルサービス政策委員会の報告書を取りまとめました。

それでは、お手元の資料70-1-2、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」報告書概要に沿って御説明いたします。

まず、1ページ目を御覧いただきたいと思います。冒頭に、交付金・負担金の算定等についての「基本的な考え方」をまとめています。

まず1ポツ目、ブロードバンドサービスの提供事業者は、自発的な申請によって、支援区域でブロードバンドサービスを提供しつつ交付金支援を受けられることから、支援区域から撤退されてしまうことを回避するためにも、必要な維持管理費用を交付金で支援するような算定方法を確立することが適当としています。一方で、交付金の原資は最終的には利用者たる国民によって負担され得ることに鑑み、交付金と負担金とのバランスに配慮することが重要と指摘しております。また、ブロードバンドユニバーサルサービス制度は、不採算エリアで一事業者のみがサービスを提供していると非効率な部分が出てくることも予想されますので、効率的な設備投資の観点が必要となります。また、維持管理費用を一部補填することから、交付金制度は現状維持を促進する側面もございますので、新しい技術を用いたブロードバンドサービスを提供する意欲や、その設備投資をする意欲をそがないように十分配慮するという意味で、技術中立的であることも重要と指摘しております。最後に、ブロードバンドユニバーサルサービス制度の運用開始後は、制度の検証を実施し、運用状況等も踏まえて、必要に応じ見直しを続けることが適当としております。

次からは各論になります。まず、交付金制度についてのポイントになります。

「2. 減価償却費の扱い」について、設備の更新費用は基本的に、更新年度以降の減価償却費として、コスト算定の対象として、交付金額の算定で加味することが適当としております。

次に、「3. 特別支援区域における未利用芯線の扱い等」については、一旦、断線等が

ありますと、復旧等に多くのコストがかかるため、初めからそうした可能性をも考慮して、必要最低限の未利用芯線を用意しているという実態に鑑み、これらの未利用芯線等のコストは、コスト算定の対象として、交付金額の算定で加味することが適当としております。また、交付金と現行の接続料とでコストの二重回収が事業者によって行われないうように、総務省において必要な措置を検討することが適当であるとしております。

次のページを御覧ください。引き続き、交付金制度のポイントになります。

「4. 利用部門のコスト算定」についてです。宣伝費や販売促進費といった競争対応費用は、電話ユニバ制度と同様に、自社サービスの宣伝等とブロードバンドユニバ制度の周知広報の切り分けが困難であることから、一律にコスト算定の対象外とすることが適当としております。

次に、「5. 他の役務と共用している設備等の費用の配賦基準」についてです。放送サービスと共用する設備については、二芯方式により提供される場合は芯線数で費用配賦することとし、一芯方式により提供されている場合は、通信に係るコストドライバを3分の2として把握することが適当としております。

次に、「6. ベンチマーク方式におけるベンチマークの基準の設定」についてです。電話ユニバ制度の考え方を参考に、ブロードバンドユニバ制度においても、原則として全国平均費用をベースとしつつ、適切な見直しも可能なベンチマークを総務省令等の中で策定することが適当としております。

次に、「7. 収入費用方式における費用と収益の範囲の設定」についてです。収入と費用の範囲は、算定対象設備に対応する形で限定されることが適切としております。また、収入費用方式の適用は例外的なものであることから、令和5年6月16日の令和4年改正電気通信事業法の施行日以降の、①公設設備が民間移行された場合と、②新規に整備された場合に限ることが適当としております。また、適用を受ける町字の費用などは公表されることが適当としております。

次に、「8. 基準となる「大幅な赤字額」の設定」についてです。こちらは、電話ユニバ制度の考え方を参考に、ブロードバンドユニバ制度においても、原則として「全国平均費用」をベースとしつつ、適切な見直しも可能な額を総務省令等の中で策定することが適当としております。

以上が、交付金制度のポイントでございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。最後のページでは、負担金制度のポイン

トについて御説明いたします。

「9. 負担金制度に関する事項」についてです。こちらは、負担金を負担する事業者は、前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額が10億円を超える者とされ、負担額の上限はその収益の額の3%と既に政令で定められており、この収益の額の算定方法については電話ユニバーサルサービス制度と同様とすることが適当としております。また、負担金の納付が遅れた場合には延滞金を支払うこととなりますが、延滞金の算定のために使う延滞利息も電話ユニバーサルサービス制度と同様とすることが適当としております。

次に、「10. その他負担金の算定方法等」についてです。ここは論点が多岐にわたっておりますけれども、例えば上から4ポツ目ですが、全戸一括で契約する集合住宅向けブロードバンドサービスは、提供されている回線数を把握している場合はその回線数を、把握していない場合には提供可能な最大戸数の回線数を、それぞれ報告することが適当としております。

「11. その他」のところでは、今回の検討の過程で4自治体から御意見を頂きました。公設設備の民間移行の促進に資するような情報あるいは知見は総務省において蓄積し、それを目指す他の自治体からも参照可能なようにすることが適当としております。

最後、「12. 総括」のところでは、1ポツ目に、なぜブロードバンドサービスがユニバーサルサービスに位置づけられたのか、改めて認識を確認いたしました。社会全体のデジタル化の進展の中で、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療といったサービスが、一定の通信品質・速度・安定性を確保しつつ、原則として日本全国でサステナブルに提供されることが必要であるとしております。続いて最後のポツになりますが、ブロードサービスは常に進化しており、発展しております。こうした変化に柔軟に対応するため、交付金額と負担金額のバランス、効率性、あるいは技術中立性にも配慮しながら、今後もブロードバンドユニバーサルサービス制度の在り方については適宜適切に見直しを行っていくことが重要であると指摘し、結びといたしました。

以上、簡単ではございますけれども、私からの説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○森川部会長 三友先生、ありがとうございます。

それでは、ただいまいただいた御説明につきまして、皆様方から御意見あるいは御質問等がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。チャットでお知ら

せいただければと思いますが、皆様方、いかがですか。

皆様方、特に御意見はないということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。しっかりと三友主査に御説明を的確にまとめていただいた内容に特に問題ないと、私自身も気づいた点等ございませんので、また委員の皆様方も特にないと思います。三友主査、ユニバーサルサービス政策委員会での御審議を本当にありがとうございました。

それでは、現在、定足数も満たしておりますので、三友主査にいただいたただいまの御説明を了承し、資料70-1-1「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」報告書を当部会の答申（案）として、答申（案）につきまして広く国民の皆様から御意見を募集することにしたと思いますけれども、いかがでしょうか。御異議がある場合にはチャットでお知らせください。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○森川部会長　ありがとうございます。それでは、こちらの案につきまして、パブコメ、意見募集をすることとしたいと思います。意見募集の期間あるいは手続などについては事務局に一任したいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、三友主査、本当にお忙しいところ、ありがとうございました。ユニバーサルサービス政策委員会ですっきりと御議論いただきまして本当にありがとうございました。

○三友専門委員　どうもありがとうございました。失礼いたします。

○森川部会長　ありがとうございました。

②「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について

【令和5年8月28日付け諮問第28号】

○森川部会長　続きまして、諮問第28号「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」の審議をお願いできればと思います。

本件は、前回御了承いただいた第一次答申（案）につきまして意見募集を行っていたものになります。この意見募集の結果について、事務局で考え方の案を取りまとめている

いただきましたので、こちらの説明を事務局からしていただき、皆様方から御意見をいただければと思っております。それでは飯村事業政策課長、お願いできますか。

○飯村事業政策課長 事業政策課の飯村でございます。それでは、資料70-2-1に基づきまして、第一次答申（案）に対する意見と、これに対する考え方（案）について説明いたします。

意見募集は昨年12月28日から1月22日まで行っておりまして、意見の提出数は、法人・団体で17件、個人6件の計23件でございます。意見提出者については、ここにあるとおりでございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。ここは、第1章「はじめに」に対する意見でございます。意見1-1から1-3については賛同の御意見でございますので、まとめて紹介させていただきます。

意見1-1については、研究開発責務等について時代に即した改正については理解との御意見。1-2については、検討の方向性として示された3つの確保すべき事項が尊重されることを期待との御意見。1-3については、早期の改正と円滑な改正の両方を図る必要があるとの御意見でございます。

続きまして、意見1-4でございます。これは、高品質化の追求を通じた国際的な都市間競争力の向上の観点を盛り込む必要があるが、通信政策として確保すべき4つの事項については賛同との御意見でございます。これについては、「今後の議論を深めていく際の参考とさせていただきます」としてございます。

続きまして、4ページ目でございます。ここからが、第2章「情報通信産業を取り巻く諸課題」の第1節「2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像」に対する御意見でございます。

意見2-1-1が、光ファイバーが主たる基盤との考えに賛同との御意見でございます。

続きまして5ページ目、意見2-1-2と2-1-3は両方ともモバイルの関係の御意見でございます。2-1-2は、モバイルインフラの速やかな整備のため、インフラシェアリングは有効な手法との御意見。これについては、御意見のとおり、有効な手法の一つでございますので、今後の議論の参考とさせていただくとしてございます。

それから2-1-3が、使いやすい周波数帯のさらなる有効利用が必要ではないかという御意見でございます。これについては、今後のインフラの将来像につきましては、

各種情報インフラが相互補完をすることによって通信カバレッジの拡張が進むと考えられておまして、その際には、この御意見にありますように、電波の有効利用がこれまで以上に必要となると考えられることから、御意見については、その議論の際の参考とさせていただきますという形にさせていただきます。

それから6ページ目でございます。6ページ目の2-1-4が、災害の激甚化、能登の地震もございましたけれども、そういったことが懸念される我が国においては、NTN（非地上系ネットワーク）の整備の推進が必要との御意見。これについては、NTNについては、離島等の効率的なカバーと、非常時のネットワークの冗長性の確保に有用であり、総務省においては早期の国内展開等の取組が求められるとしてございます。

それから2-1-5は、災害時には光についてもリスクがあるため、モバイルにのみ災害時のリスクを記載すべきではないとの御意見。これについては、モバイルは災害時に電源等の観点、特にバッテリーの枯渇等の観点で基地局停波のリスクが大きいことから記載したものであり、「原案のとおりとさせていただきます」としてございます。

それから2-1-6が、インフラの状況を表す指標について、都市部の集合住宅など、光ファイバーの引込みが困難なところもございまして、きめ細かな把握が必要ではないかとの御意見については、今後ユニバーサルサービス制度等について議論する際に重要となりますので、その際の参考とさせていただきますとしてございます。

それから7ページ目の第3節からが、国際競争力の強化についての御意見でございます。2-3-1が、今後も国内通信産業の振興と国際競争力の向上に向けた努力が必要との御意見で、これは今後の議論の際の参考とさせていただきますとしてございます。

それから次の2-3-2が、GAFAMのようなプラットフォーム事業者と電気通信事業者の間では、事業構造とか市場における事業者としての位置づけが明らかに異なるのではないかということで、図表等の修正が必要ではないかとの御意見を頂いております。これについては、御指摘の修正意見を踏まえた修正を行うこととしてございまして、第一次答申（案）の11ページ、今お示ししてありますところ、黄色になっておりますけれども、元案は、「GAFAM等の大手事業者と比較して、国内大手通信事業者の研究開発費」が「大幅に低い状況にある」というところについて、新たに「事業構造の差異などはあるものの」という文言を追記することによって、両者の構造の差異を明記することにいたしました。以上、修正点でございます。

続きまして9ページでございます。9ページからが、第3章「速やかに実施すべき事

項」に対する御意見でございます。

3-0-1が、NTTにおける国際展開を法制度面から支援することについては慎重な検討が必要ではないかという御意見でございます。これについては、NTTのIOWN構想による「ゲームチェンジ」が実現すれば、我が国の情報通信産業全体の国際競争力を飛躍的に高める契機になることが期待されておりますので、その実現に向けた必要な支援も重要ではないかとしてございます。

それから次、3-0-2でございますが、経営を自由化した場合に、通信以外の事業展開のリスクが通信インフラ事業に転嫁されることがないように慎重な議論が必要との御意見でございます。これについては、NTTは、通信政策として確保すべき事項が4つございます中に、例えば通信サービスが「全国に届く」、ユニバーサルサービスの確保についても書いてございますが、こういったものに重要な役割が求められる一方で、民間企業でもございますので、ユニバーサルサービス等の確保に支障のない範囲内で、時代に即した自由な経営の確保も適当ではないかとしてございます。

続きまして、10ページ目でございます。10ページ目が、意見3-0-3、「IOWN構想による『ゲームチェンジ』の実現」が何を指すかが不明確ではないかとの御意見でございます。これについては、御指摘の意見を踏まえまして、第一次答申（案）の修正を行ってございます。第一次答申（案）でいきますと12ページでございます。

12ページ目の中段のところに「IOWN構想による『ゲームチェンジ』」という記述がございまして、そこに新しく※を打ちまして、下の部分において、読み上げさせていただきますと、「光技術をベースとしたネットワーク・情報処理基盤（端末を含む）の大容量、低遅延、低消費電力を実現するIOWNを活用し、世界に先駆けて爆発的な情報量への対応と電力効率の向上の2つの両立を可能とする新たな技術を導入・転換することで、我が国の情報通信産業をはじめとしたあらゆる産業の国際競争力の強化を図る」という記述を追記して修正しているものでございます。

続きまして、11ページが「その他」の部分でございまして、今回の第一次答申（案）にある主な意見等の紹介の部分について発言者を付記すべきではないかとの御意見でございます。これについては、これまで議事録を公開しており、従来の方針においても同様の取扱いとしておりますので、「原案のとおりとさせていただきます」としてございます。

続きまして12ページ目からが、第1節「研究の推進責務について」の御意見ござい

います。

意見3-1-1が、研究の推進責務の撤廃に賛同の御意見でございます。

次いで13ページ目が、逆に3-1-2が、NTTの研究の推進責務の撤廃に反対との御意見。3-1-3が、撤廃については慎重な議論が必要との御意見でございます。併せてですけれども、考え方3-1-2でございますように、我が国における情報通信産業の発展にNTTの研究が果たす役割は今後も重要でございます。その上で、NTTが自らの経営判断で研究開発の内容を決定することが最も効果的であるということで、それを、研究の推進責務を撤廃することによって明確化することが適当としてございます。その上で、研究開発が後退するのではないかという懸念につきましては、これは第一次答申（案）でございますように、総務省においてNTTの取組状況を継続的に検証した結果として重大な支障が生ずるおそれがあると認める場合には、必要な対応の検討が求められるとされているところでございます。

続きまして、14ページ目でございます。14ページ目については、NTTの研究の取組状況については継続的な検証が重要ということで、これは賛同の御意見としてございます。

続きまして、15ページ目でございます。15ページ目は3-1-5で、研究の推進責務の撤廃には賛同はするのだけれども、継続的な検証項目については慎重な議論が必要で、過度な負担とならないような検証方法とすることが必要との御意見。これについては、今後、総務省における継続的な検証の際の参考とすることが適当としてございます。

続きまして、3-1-6でございます。NTTは引き続き、研究を積極的に行うことが必要との御意見。これについては、NTTからは、責務の有無にかかわらず継続的に研究を推進していく考えとの表明がございましたので、NTTにおきましては、これに基づき必要な取組を進めていくことが適当としてございます。加えて総務省におきましても、先ほど申し上げましたとおり、NTTの取組状況の継続的な検証と、支障が生ずる場合の必要な対応の検討が求められるとしてございます。

続きまして、17ページ目が意見3-1-7でございます。これは、先ほど2-3-2にあった意見と同種でございますが、GAFAMのようなプラットフォーム事業者と電気通信事業者で、事業構造、市場における事業者の位置づけが異なるということの記載がなく、方向性を見誤らせるおそれがあるのではないかと御意見でございます。こ

れについては、GAFAMと我が国の電気通信事業者の間で事業構造等の差異がある点は御意見のとおりなのですけれども、この部分において対象となっている研究の推進責務の撤廃とか、産学官全体での研究開発の促進につきましては、この事業構造の差異があることを理由として行うものではございませんので、原案のとおりとしてございます。

それから18ページ目が、意見3-1-8、予算支援の強化、それから研究開発投資の促進等についての早急な検討が適当。これは賛同の御意見としてございます。

続きまして下部が、第2節「研究成果の普及責務について」の御意見でございます。意見3-2-1が責務の撤廃に賛同の御意見、それから飛んで20ページが意見3-2-2で、研究責務の撤廃をして、NTTの研究成果の独占によって公正競争上の懸念が生ずるとの御意見でございます。これについては、考え方にございますように、ネットワーク機器については現在、NTT仕様の特注品ではなくて、グローバルベンダーの汎用品が主流を占めているということと、競争の主戦場もネットワークレイヤーから上位レイヤーに移行していることなどを踏まえますと、直ちに公正競争上重大な弊害が生ずる可能性は低下しているということでございます。

続きまして、21ページでございます。21ページ目からが、第3節「外国人役員規制について」の御意見でございます。

意見3-3-1は、規制の緩和に賛同の御意見でございます。

22ページ目が、逆に規制の緩和に反対との御意見でございます。これについては、考え方にございますように、外国人役員を認めること自体はグローバルかつ多様な観点での経営を可能とするなどの利点があると考えているとしてございます。その上で、規制緩和した場合のリスクにつきましては、業務の自主性を確保するための最低限の規律として、代表者には就かないとか、はたまた役員の3分の1以上は占めないことにすることによって対応することが適当としてございます。

続いて意見3-3-3が、外国人役員規制については、NTTだけではなくて主要通信事業者全体を対象とした議論が必要ではないかとの御意見でございます。これについては、第一次答申（案）においても、NTT以外の主要事業者に対する外国人役員規制については、今後更に検討を深めていくべき事項としているので、その検討の際の参考としてございます。

それから意見3-3-4については、外国人役員規制を緩和する場合においても、その緩和の影響は継続的な検証が必要との御意見でございまして、これは今後の検討の際

の参考としてございます。

それから24ページ目が、意見3-3-5でございます。これは修辭的な部分に対する意見でございますが、引用法令の法令番号等についての記載をより正確にしたほうがいいのではないかと御意見でございまして、これについては第一次答申（案）の21ページ目の下の脚注に、「NTT法第18条の2」に「第2項」を付け加える修正と、22ページの「会社法」の後に括弧で法令番号を追記する修正をしているところがございます。

続きまして、25ページ目でございます。第4節「今後総務省において実施すべき事項」に対する御意見でございます。

意見3-4-1につきましては、技術進展に応じた制度の見直しは適宜行われるべきであり、早期に結論が得られた事項については必要な制度整備を速やかに行うことが適当ということで、賛同の御意見でございます。

そして意見3-4-2が「その他早急に見直すべき事項」に関する御意見でございまして、これは、NTTの社名変更、それから剰余金処分及び役員選解任の認可については、先行して制度見直しを進めることが適当との御意見でございます。この点につきましては、大橋委員からも、今日の資料でいくと参考資料70-1におきまして追加意見を頂いている中で、上から2行目の末尾のほうですが、「NTTの社名変更やNTT持株の剰余金処分の認可についても」、一行飛びまして、「今次の法制化等に向けた具体的な作業の対象とすべき」との御意見。さらに、国際競争力や国際展開の強化の観点から、NTT法の研究の推進責務及び研究成果の普及責務の撤廃、外国人役員規制の緩和を検討していることを考えれば、さらなる国際化をNTT自身の経営の中でしっかり検討を行うことが重要であり、現在、総務大臣の認可とされている取締役及び監査役の選任・解任の決議を届出とすることで、NTTが国際化を自らのミッションとして取り組むための素地をつくらせることも重要との御意見を頂いていることも踏まえまして、もう一回戻った、考え方のほうでございますけれども、御意見を踏まえた修正を、第一次答申（案）について施しているところがございます。

具体については、第一次答申（案）の23ページでございますけれども、23ページ目の①研究成果の関係、②外国人役員規制の関係の下に、その他早急に見直すべき事項とございますけど、この※2について修文いたしまして、新たに、「NTTの社名変更、NTT持株の剰余金処分の認可の撤廃や、役員選解任の認可の緩和を対象とすることが

適当である」との修文をしているところでございます。

続きまして、もう一回、考え方のほうに戻っていただきまして、27ページ目でございます。

意見3-4-3でございまして、NTT法を見直す場合には、適切かつ継続的な検証が必要ということで、これについては御意見のとおり、総務省における適切かつ継続的な検証が適当としてございます。

そして27ページ目からが、「今後の検討に当たって留意すべき事項」ということで、今年の夏の答申に向けた議論についての御意見でございます。

まず、3-4-4につきましても、NTT法の在り方の議論に当たっては、国民の利便性向上、我が国の国際競争力・産業競争力の強化を目的とした議論が重要との御意見。これについては、今回の第一次答申（案）の中でも、通信政策として確保すべき事項の中で国際競争力強化等をうたっておりますので、御意見の趣旨は含むものと考えておりますが、国民の利便性向上等を目的に議論することが重要である点は御意見のとおりとしてございます。

続きまして、28ページ目でございます。意見3-4-5、NTTが保有する「特別な資産」、電柱・管路等の線路敷設基盤については、あらゆる電気通信サービスが依存せざるを得ないものであり、今後はその前提で検討を進めるべきとの御意見でございます。これにつきましては、今回の第一次答申（案）でも、ユニバーサルサービス、はたまた公正競争の確保の在り方については今後更に検討を深めていくべき事項としており、御意見にある「特別な資産」については、これらの事項に密接に関連するため、その検討の際の参考とさせていただきますとしてございます。

29ページ目からが、「ユニバーサルサービスの在り方」、3-4-6から3-4-8まででございます。

まず3-4-6につきましても、第一次答申（案）については提案を踏まえたものであり適当との賛同の御意見。

3-4-7と3-4-8は具体の提案でございますが、いずれも考え方のほうで、今後、ユニバーサルサービスについては検討を深めていくべき事項としているため、その検討の際の参考とさせていただいておりますので、意見の紹介をさせていただきます。

3-4-7につきましては、今後のユニバーサルサービスについては、固定電話に加え、ブロードバンドのユニバーサルサービスの責務を確立し、音声のユニバーサルサービス

も統合し、無線も用いて、各地域に最も適した方法で最も適した事業主体が担う仕組みとすべきとの御意見でございます。31ページ目の意見3-4-8につきましては、NTTにおけるユニバーサルサービスの提供を効率化するため、自己設備設置義務等の見直しが必要との御意見でございます。

続きまして、3-4-9から3-4-12までが公正競争の確保の關係の御意見でございます。この公正競争の關係につきましても今後更に検討を深めていくべき事項としておりまして、その中での検討の参考とするという形で整理しておりますので、意見についてまとめて紹介いたします。

意見3-4-9でございますが、今後の検討に当たっては公正競争の確保の觀點が重要で、アクセス部門の分離は設備競争の減退を招くため不適切との御意見でございます。

次のページの32ページ、3-4-10ですが、今後の検討に当たっては、公正な競争環境の確保の配慮が必要との御意見。

飛んで34ページ目でございますが、34ページ、3-4-11、NTT東西は今後とも他事業者に対し公平にネットワーク提供を行う考えとの御意見。

3-4-12は、NTT持株と東西の業務範囲の見直しを要望するとの御意見でございます。

続いて35ページ目が「外資等規制」の關係の御意見でございます。外資規制については、NTTだけでなく主要事業者全体を対象とした仕組みを検討すべきとの御意見でございます。これについては第一次答申（案）でも、NTT以外の主要事業者に対する外資規制は今後更に検討を深めていくべき事項としているため、その検討の際の参考とさせていただきますとしてございます。

36ページ目からが、法形式の關係についての御意見でございます。

3-4-14については、時代に即した必要な規律の在り方を先行して検討を進め、その上で法形式の検討を行うべきとの賛同の御意見でございます。

それから37ページ目でございますけれども、3-4-15は、改正法案、今国会に提出予定のNTT法の改正法案の附則等に、「2025年を目途にNTT法を廃止」は明記すべきでないとの御意見。次の39ページ目の意見3-4-16は、NTT法は役割を完遂しており、各種規制は電気通信事業法ごとに規定することが適当との御意見でございます。この2つについての意見に対する考え方は共通しておりまして、3-4-16に書いてございますように、総務省において今後更に検討を深めていくべき事項

の検討の結果等を踏まえつつ、まずは時代に即してどのような規律が必要かについての検討を先行して進め、その上で必要な規律について適切かつ確実に担保するための法形式について検討が求められているところでございます。

最後が41ページ目でございます、「その他」でございます。資料全般において正式社名である「日本電信電話株式会社」と記載すべきではないかとの御意見でございますが、これについては第一次答申（案）1ページにおいて、「日本電信電話株式会社」を「NTT持株」とするとの表記がございますので、原案のとおりとさせていただきますとしてございます。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○森川部会長 飯村事業政策課長、ありがとうございます。

先ほど事務局から御説明いただきましたが、前回の会合の後、大橋委員から本件について追加の御意見を頂いております。大橋委員、ただいまの説明を踏まえて、第一次答申（案）の修正について何かコメントがあれば、まず大橋委員にお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大橋委員 御丁寧にありがとうございます。意見書を出させていただいており、適切に反映していただいたと思っています。御勘案いただいてありがとうございます。

○森川部会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方、御意見あるいは御質問等ございましたらチャットでお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。荒牧委員、お願いできますか。

○荒牧委員 荒牧でございます。御説明ありがとうございます。

ちょっと細かい点で恐縮なのですが、35ページ目の「外資等規制」のところ、他社についても、主要通信事業者全体を対象として外資規制について考えるべきではないかといったところで、今後更に検討を進めていくという御回答なのですけれども、非常に単純に申し上げて、NTTは今後いろいろな物事を緩和していく方向に動く。ある意味、決め事で進めやすいのですけれども、他方、主要通信事業者さんというのは通常の資本市場の論理でもう既に動いてしまっているわけで、そこに新たな規制を加えていくということ自体は結構、難易度も高いですし、時間もかかるかもしれませんし、いろいろな抵抗もあるのかもしれません。そういった意味で、難易度の難しい、方向性の違う動きというのを、結果に整合性を持たせる形でタイミングをずらすというのは、やや、

難しいのかなど。やはり、条件が違う、むしろ真逆に動くようなものを、整合性を持たせる形でやるには、もう少し同時並行的に進めていく必要があるのではないかなど、ちょっと個人的に感じた次第です。以上です。

○森川部会長 荒牧委員、ありがとうございます。

ほかの皆様方、いかがですか。何かございますか。

よろしいですか。飯村事業政策課長に御説明いただいた考え方に関しては、パブコメの考え方、私はしっかりと対応できていると認識しております。皆様方、この案でよろしいでしょうか。ほかに御意見あるいは御質問等がないようでしたら、定足数を満たしておりますので、ただいまの御説明を了承し、資料70-2-2「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」第一次答申（案）を、2月9日に開催予定の情報通信審議会総会において本部会から第一次答申（案）として提案することとして了承したいと存じますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。御異議がございます場合はチャットでお知らせいただければと思います。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○森川部会長 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

なお、金曜日の総会なのですけれども、私も、あと部会長代理の岡田委員も都合がつかないため、大橋委員に御説明をお願いしております。大橋委員は本当にお忙しいところ恐縮ですけれども、よろしく願いいたします。

○大橋委員 ありがとうございます。

## 閉 会

○森川部会長 それでは、本日の議題は以上となります。委員の皆様方から何かございますでしょうか。

事務局から何かございますか。

○片山総合通信管理室長 事務局からも特にございません。

○森川部会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了といたします。お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。次回の日程は、開催日が決まり次第、事務局からまた御連絡を差し上げるとのことです。ありがとうございました。